

近 畿 地 方 整 備 局
資 料 配 布

配布日時	平成17年4月21日 14:00
------	---------------------

件 名	「尼崎地区ディーゼル車排ガス クリーンキャンペーン」の実施について
-----	--------------------------------------

概 要	「尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーン」（排気黒煙検査及び不正軽油検査等の指導取締り、特殊車両通行許可違反の指導取締り、過積載違反等の指導取締り）を平成17年4月25日（月）の10時から12時にかけて、尼崎市西向島町14-1一般国道43号西向島計量所において実施いたします。
-----	--

取 り 扱 い	テレビ・ラジオ：街頭検査実施後 25日 10時以降
	新 聞：街頭検査実施後 25日 夕刊以降

配 布 場 所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
---------	-----------------------

問 い 合 わ せ 先	(特殊車両通行許可違反の指導取締りについて) 国土交通省 近畿地方整備局 道路部 計画調整課長 橋本 拓己 電話：06-6942-1141（内線4311） 06-6947-7440（直通）
-------------	--

「尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーン」の
実施について

近畿地方整備局
近畿運輸局
兵庫県警察本部

標記について、下記のとおり実施いたします。

近畿運輸局では、平成１７年度より不正軽油の使用を排除するため、燃料も検査対象とした初めての街頭検査を実施します。

なお、キャンペーンと同時にディーゼル自動車等運行規制の街頭検査を兵庫県が実施します。

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 日 時 | 平成17年4月25日(月) 10時～12時
※雨天の場合は中止 |
| 2. 場 所 | 尼崎市西向島町14-1 一般国道43号西向島計量所 |
| 3. 検 査 項 目 | 排気黒煙検査及び不正軽油検査等の指導取締り(近畿運輸局関係)

特殊車両通行許可違反の指導取締り(近畿地方整備局関係)

過積載違反等の指導取締り(兵庫県警察本部関係)

ディーゼル自動車等運行規制の街頭検査(兵庫県関係) |
| 4. そ の 他 | 取材可 |
| 5. 問い合わせ先 | 近畿運輸局自動車技術安全部 安全・環境課 課長 木村
電話 06-6949-6454

近畿地方整備局 道路部 計画調整課 課長 橋本
電話 06-6942-1141(内4311)
夜間 06-6947-7440

兵庫県警察本部 交通部 交通規制課・交通指導課
電話 078-341-7441(内5172)

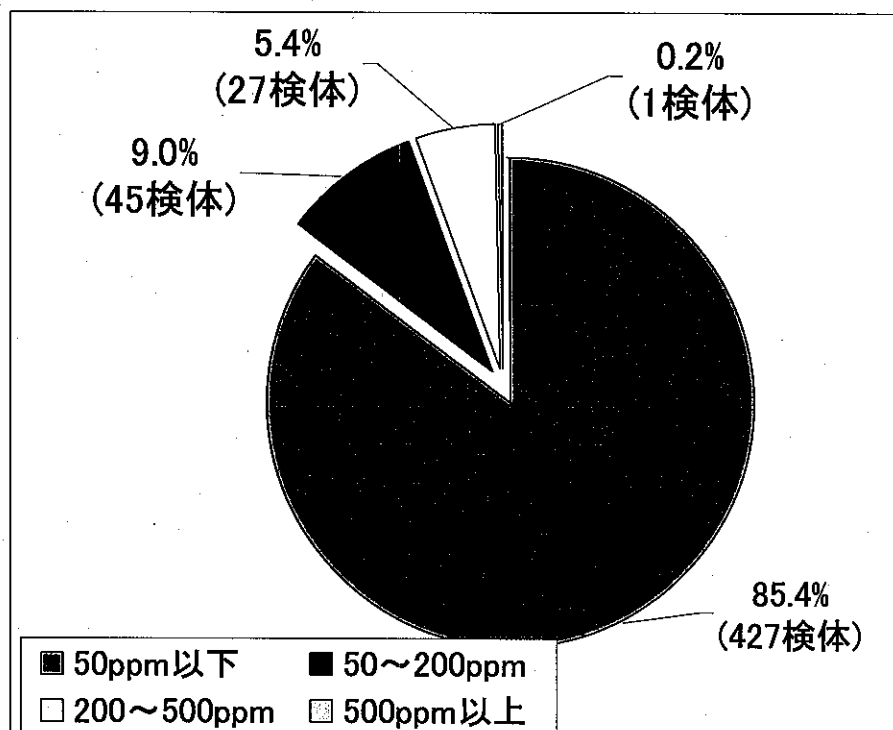
兵庫県健康生活部環境局大気課 課長 阿多
夜間 078-362-3282 |

(別添資料1)

全国の自動車検査場における軽油抜取調査の結果

(平成15年10月 国土交通省調査)

[硫黄分濃度の分析結果]

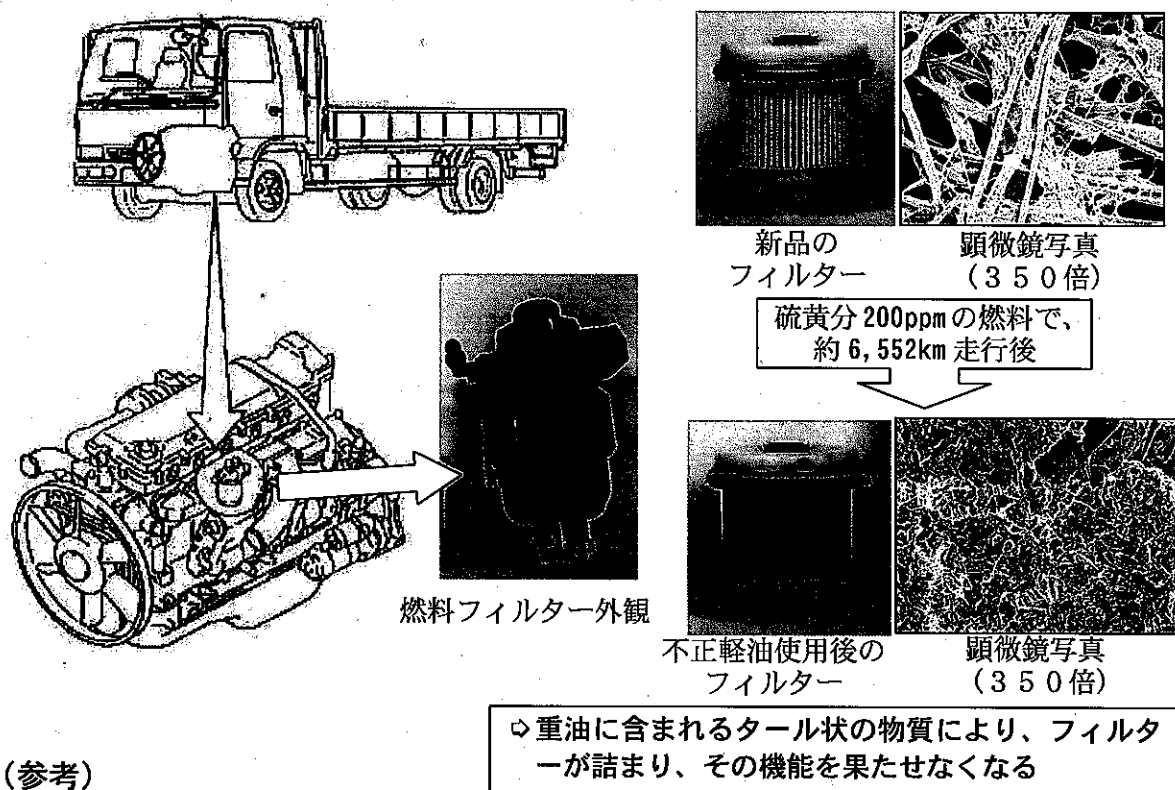


調査時点において販売されていた軽油の硫黄分濃度は概ね35ppmであることから、50ppm以上を示したものは重油との混和の疑いがもたれる。

不正軽油の使用による原動機の保安基準不適合状態について

軽油又は灯油に重油を混和したいわゆる不正軽油（規格外燃料）には、重油に含まれるタール状の物質が存在しています。一方で現在の排出ガス規制（新短期規制以降の排出ガス規制）に対応した自動車のエンジンでは燃料の噴射に高度な電子制御が行われており、このようなエンジンを保護するため、燃料フィルターには極めて目の細かいものが使われています。

このため、現在の排出ガス規制に対応した自動車に不正軽油を使用し続けた場合、タール状の物質により燃料フィルターが目詰まりを起こし、原動機の始動が著しく困難になる等保安基準に不適合な状態となります。



(参考)

道路運送車両法（抄）

第54条 地方運輸局長は、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるとき（次条第一項に規定するときを除く。）は、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。（以下略）

道路運送車両の保安基準（抄）

第8条 自動車の原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐えるものとして、構造等に関し告示で定める基準に適合しなければならない。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（抄）

第166条 原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第8条第1項の告示で定める基準は、原動機及び動力伝達装置が運行に十分耐える構造及び性能を有することとする。この場合において、次の各号に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

- 一 原動機の始動が著しく困難なもの
- 二 (略)
- 三 原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの